

由布市告示第78号

令和5年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年6月5日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和5年6月12日月曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	甲斐 裕一君
佐藤 郁夫君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
鷺野 弘一君	長谷川建策君

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第2回（定例）由布市議会会議録（第1日）

令和5年6月12日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和5年6月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第3号 令和4年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第4号 令和5年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第5号 令和4年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第6号 令和4年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第9 報告第7号 令和4年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第8号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）」
- 日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第14 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 議案第48号 由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第49号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第18 議案第50号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第51号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第52号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第21 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第55号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第56号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第57号 財産の取得について
- 日程第26 議案第58号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第3号 令和4年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第4号 令和5年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第5号 令和4年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第6号 令和4年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第9 報告第7号 令和4年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報告第8号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）」
- 日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第14 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部

を改正する条例」

- 日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 議案第48号 由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第49号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第50号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第51号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第52号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第21 議案第53号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第54号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第55号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第56号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第57号 財産の取得について
- 日程第26 議案第58号 工事請負契約の締結について

出席議員（17名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 首藤 善友君 | 2 番 志賀 輝和君 |
| 3 番 佐藤 孝昭君 | 4 番 高田 龍也君 |
| 5 番 坂本 光広君 | 6 番 吉村 益則君 |
| 7 番 田中 廣幸君 | 8 番 加藤 裕三君 |
| 9 番 平松恵美男君 | 10 番 太田洋一郎君 |
| 11 番 加藤 幸雄君 | 13 番 佐藤 郁夫君 |
| 14 番 渕野けさ子君 | 15 番 佐藤 人已君 |
| 16 番 田中真理子君 | 17 番 鷺野 弘一君 |
| 18 番 長谷川建策君 | |

欠席議員（1名）

- 12 番 甲斐 裕一君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君 書記 松本 英美君
書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	庄 忠義君
財政課長	大久保 暁君	総合政策課長	一法師良市君
税務課長	安部 正徳君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			利光 祐治君
会計管理者	佐藤 幸洋君	建設課長	三ヶ尻郁夫君
水道課長	衛藤 武君	商工観光課長	古長 誠之君
環境課長	田代 由理君		
福祉事務局長兼福祉課長			武田 恭子君
子育て支援課長	後藤 昌代君	保険課長補佐	江戸 陽君
挾間振興局長兼地域振興課長			小野嘉代子君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 俊吾君
湯布院振興局長兼地域振興課長			後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長			日野 正美君
スポーツ振興課長	米津 康広君	消防長	大嶋 陽一君
代表監査委員	大塚 裕生君		

午前10時00分開会

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより、令和5年第2回由布市議会定例会を開催いたします。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員数は17名です。甲斐裕一議員から欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議員日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、首藤善友君、17番、鷲野弘一君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料として配付しておりますのでお目通してください。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。

令和5年第2回定例会の開催に当たりまして、議員各位には、公私ともに大変御多忙の中、御出席いただきましたことを心から感謝申し上げます。

さて、今回提案することにしております報告6件、承認5件、議案11件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

本日、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げる次第です。

少し時間をいただきまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

まず、3月24日、企業版ふるさと納税により御寄附いただきましたモバイル交流館の完成披露会が行われました。災害に備える社会的備蓄と考え、挟間庁舎と庄内庁舎に設置し、現在、児童クラブや移住交流、防災の拠点施設として活用させていただいております。

次に、同日に三代目源流の皆様から、第25回日本太鼓ジュニアコンクールにおいて見事、3位入賞に輝いたことについて御報告をいただいたところです。

5月9日には、大分県市長会春季定例会に出席し、九州市長会に提出する議案の確認と大分県に対しての要望事項が決定されたところです。

5月16日には、全国道路利用者会議第75回定時総会、翌17日には道路整備促進期成同盟会全国協議会、第44回通常総会と、命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加をいたしました。続く18日には第132回九州市長会に出席し、基礎自治体が主体性をもって行政運営を行うことができるよう、都市財政の拡充強化、災害対応力強化のための支援などについて議案審議が行われました。

続きまして、5月23日には、市内の防災パトロールを実施いたしました。危険と思われる4箇所を関係機関と現地視察を行いました。今年も既に梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害が全国各地で発生しているため、今後も気象情報には十分注意するとともに、警戒体制には万全を期してまいりたいと考えております。

続きまして、6月6日には、全国市長会第4分科会に出席し、各支部の提出議案について審議を行いました。そして翌7日に開催されました第93回全国市長会では、子ども・子育て施策の充実強化に関する決議や国土強靱化防災減災対策等の充実強化に関する決議など、7件の決議が決定されました。

また、同日に自転車を活用したまちづくりを推進する全国市長村会の会にも出席をいたしました。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、会議規則第144条の規定により、令和5年第1回定例会において採択されました請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和5年第1回定例会におきまして御審議をいただきました請願につきまして、その処理経過及び結果を御報告いたします。

請願受理番号1、件名、旧湯布院公民館跡地利用「ラックホールの駐車場及び災害時の駐車場設置」に関する請願書についてですが、ラックホールの駐車場の確保については、請願4団体の要望も受け、新たに公用車置き場の一部を一般駐車場に開放することで利用者の利便性の向上を図ることとし、本定例会に関連予算を補正計上しております。

災害時の駐車場対応につきましては、バスロータリーも含め臨時的に駐車場として活用できる

か、関係機関と検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 請願の処理の経過及び結果報告は終わりました。

以上で諸報告を終わります。

日程第４．請願について

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第４、請願についてを議題といたします。

議会事務局長に朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読いたします。朗読に際しまして、請願者、紹介議員の氏名につきましては敬称を略させていただきます。

受理番号２、件名、「由布市における開発事業」に関する請願書、請願者、由布市湯布院町、松尾茂ほか５名、紹介議員、加藤幸雄、高田龍也。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ただいまの請願１件については、会議規則第１４１条により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第５．報告第３号

日程第６．報告第４号

日程第７．報告第５号

日程第８．報告第６号

日程第９．報告第７号

日程第１０．報告第８号

日程第１１．承認第２号

日程第１２．承認第３号

日程第１３．承認第４号

日程第１４．承認第５号

日程第１５．承認第６号

日程第１６．議案第４８号

日程第１７．議案第４９号

日程第１８．議案第５０号

日程第１９．議案第５１号

日程第 2 0 . 議案第 5 2 号

日程第 2 1 . 議案第 5 3 号

日程第 2 2 . 議案第 5 4 号

日程第 2 3 . 議案第 5 5 号

日程第 2 4 . 議案第 5 6 号

日程第 2 5 . 議案第 5 7 号

日程第 2 6 . 議案第 5 8 号

○議長（長谷川建策君） 次に、本定例会に提出されました日程第 5、報告第 3 号から日程第 1 0、報告第 8 号までの報告 6 件、日程第 1 1、承認第 2 号から日程第 1 5、承認第 6 号の承認 5 件、日程第 1 6、議案第 4 8 号から日程第 2 6、議案第 5 8 号までの議案 1 1 件を一括上程いたします。

市長に提案理由の説明をお願いいたします。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 6 件、承認 5 件、議案 1 1 件でございます。

初めに、報告第 3 号、令和 4 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、令和 5 年 4 月 2 7 日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和 4 年度の事業報告並びに決算が議決され、4 月 2 7 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規定により書類が提出されたことから、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により令和 4 年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第 4 号、令和 5 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、令和 5 年 3 月 2 7 日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和 5 年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、3 月 2 7 日付で公有地の拡大の推進に関する法律第 1 8 条第 2 項の規定により承認されましたことから、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、令和 5 年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し報告するものでございます。

次に、報告第 5 号、令和 4 年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、新型コロナウイルス緊急対策事業など 3 1 事業について翌年度繰越額と繰越財源が確定しましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 6 号、令和 4 年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書については、農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の 2 つの事業を事故繰越しといたしております。それぞ

れ災害復旧事業の集中により、施工人員の確保や工事用資機材の供給不足などにより年度内完了が困難となったもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号、令和4年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、年度内に工事の完成ができなかった配水管布設替え工事、配水管改良工事などについて翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第8号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、承認第2号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ2,051万4,000円を追加し、予算の総額を206億7,463万3,000円としたことの承認をお願いするものでございます。内容といたしましては、令和5年4月23日執行の参議院大分県選出議員補欠選挙に係る経費を計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月3日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第3号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ4,557万2,000円を追加し、予算の総額を207億2,020万5,000円としたことの承認をお願いするものでございます。内容といたしましては、食料品等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を速やかに支給するために計上したもので緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月17日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第4号、由布市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例の適用期間の延長など地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第5号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第6号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正が行われたことにより、国民健康保険税の賦課限度額

と被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を見直すもので緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第48号、由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定については、障がい者の意思疎通支援に関する施策の基本となる事項を定め、手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図るため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第49号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行により、内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が施行されたことから所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第50号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、こども家庭庁設置法の施行により厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行されたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号、由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正については、利子補給交付対象者の要件を見直し対象者の拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第52号、由布市民運動場条例の一部改正については、由布市湯平菊畑グラウンドを廃止することによるものでございます。

次に、議案第53号、由布市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第54号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ3億7,194万7,000円を追加し、予算の総額を210億9,215万2,000円にお願いするものでございます。

歳入では、国から配分のあった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ事業に伴う国・県支出金などの特定財源の補正が主なものでございます。

歳出の主な内容としましては、世界情勢の影響などを要因としてエネルギー価格をはじめ家計に直結する食料品や資材、原材料など、物価の高騰が続いている状況を踏まえ、この影響を強く懸念される市民や事業者に対する支援策、また消費の下支えとなる対策を地方創生臨時交付金や県補助金を財源として計上させていただいているところです。

具体的には、物価高騰による家庭への軽減及びさらなる地域経済の循環を目指して、紙、電子

の2種類のプレミアム率30%の商品券3万セット発行に係る補助金や、幼稚園・小・中学校における給食費の値上げ抑止及び食材の質の維持に向けた食材高騰対策補助金などとなっております。また、令和5年度分の住民税均等割が非課税となった世帯並びに新たに住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯への給付金を計上いたしております。このほか、移住機運の高まりを背景に移住希望者が増加傾向にあることから、移住支援金や移住応援給付金の増額、旧湯布院公民館跡地の整備に向けてパブリックコメント等による意見集約をするため公民館跡地設計委託料の増額、挾間小学校増築工事に向けてプールの解体工事費などを計上いたしております。

なお、各科目におきまして、4月の人事異動に伴う給与費の組替えと第1回定例会で可決されました特別職及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置しております。

次に、議案第55号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ256万5,000円を追加し、予算の総額を1億2,948万3,000円にお願いするものでございます。歳入では一般会計繰入金を増額するもので、歳出では給料を減額し、需用費を増額するものでございます。

次に、議案第56号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的予算では収入を増額し、支出を減額するもので、資本的予算では収入及び支出を増額するものでございます。

次に、議案第57号、財産の取得については、高規格救急車の購入について、令和5年5月30日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、株式会社消防防災大分本店が消費税を含む3,271万4,000円で落札し、5月31日付で仮契約を締結したことから、この物品の購入仮契約を本契約とするため、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第58号、工事請負契約の締結については、八山線八山橋上部工桁製作工事について、令和5年5月30日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、株式会社名村造船所佐賀営業所が消費税を含む1億4,362万2,028円で落札し、⁶月2日付で仮契約を締結したことから、この工事請負仮契約を本契約とするため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（第2条）の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第8号について、代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第8号について御報告申し上げます。

報告第8号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日提出、由布市代表監査委員大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和5年1月分、2月分、3月分の例月出納検査をそれぞれ2月24日、3月27日、4月28日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第3号及び報告第4号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（一法師良市君） 総合政策課長です。報告第3号並びに第4号の詳細説明を行います。

報告第3号、令和4年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和5年6月12日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

令和5年4月27日の由布市土地開発公社理事会において、令和4年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告をいたします。

4ページ目をお開きください。事業報告書の1ページでございます。

令和4年度由布市土地開発公社の事業報告書ですが、令和4年度は土地の取得及び処分等の業務はございませんでした。1の事業の概要に記載しておりますが、管理業務として下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として600円を支払い、また販売費及び一般管理費として市から

8万7,150円の補助金が交付されました。

次に、ページをめくっていただきまして、令和4年度の財務諸表について、御説明をいたします。

まず財務諸表、資料3ページ目でございます。

貸借対照表ですが、令和5年3月31日時点の公社の1年間の財務状況を資産の部、負債の部、資本の部で現在額を示したもので、資産合計並びに負債資本合計ともに8,414万6,593円となっております。

資料4ページの損益計算書を御覧ください。

1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績として示すもので、預金利子66円の当期純利益となっております。

資料5ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金、預金の動きを表したもので、現金及び現金同等物期末残高は374万3,453円となっております。

その内訳として、資料の9ページでございますが、普通預金の年度末残高は74万3,453円、同じく定期預金残高は300万円となっております。

戻っていただきますが、6ページでございます。販売費及び一般管理費で人件費と一般管理費8万6,550円の内訳を記載しております。

資料7ページを御覧ください。準備金計算書です。前年度繰越準備金1,114万6,527円の当期純利益66円を加えた1,114万6,593円が当期準備金となり、下段の準備金処理計算書により次期繰越準備金として処理しております。

次に、資料の8ページでございますが、財産目録で、資産合計8,414万6,593円から負債合計6,000万円差し引いた2,414万6,593円が純資産となります。

以下、資料9ページ以降に、現金及び預金明細表、残高証明書、公有用地明細表、資産明細表、借入金明細表等を添付しております。

次に、資料19ページには、令和4年度決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で報告第3号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第4号の詳細説明を行います。

報告第4号、令和5年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。令和5年6月12日提出、由布市長。

1ページをお開きください。令和5年3月27日に由布市土地開発公社理事会において、令和5年度由布市土地開発公社の事業計画及び収支、予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の

3 第2項の規定により報告いたします。

令和5年度事業計画についてですが、新規取得の計画はなく、公有地取得事業の管理利息として、下湯平若者定住活性化事業の借入金利息を計上しております。

次に、2ページ、予算でございますが、収益的収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取利息で15万2,000円、収益的支出は、一般管理費と支払利息並びに予備費で15万2,000円を計上しております。

4ページ、5ページは、予算の実施計画を記載しております。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。令和5年度の資金計画ですが、総額でほぼ前年並みとなっております。6ページ下段に一般管理費の明細、7ページは予定貸借対照表、8ページは予定損益計算書、9ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第5号から報告第6号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。初めに、報告第5号について詳細説明をいたします。

報告第5号、令和4年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。

令和4年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。国及び県の令和4年度補正予算成立に伴う新型コロナウイルス緊急対策事業や道路整備事業、農業用施設及び公共土木施設災害復旧費など31事業の明許繰越を行い、翌年度繰越額の合計は19億316万2,000円となっております。

繰越理由については、補正予算の提案の際に御説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

次に、報告第6号を御説明いたします。

報告第6号、令和4年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので、報告する。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面の令和4年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書を御覧ください。

2つの事業を事故繰越ししております。11款1項の農業用施設災害復旧費及び2項の公共土木施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨災害に係る災害復旧費において、令和4年度に明許繰越しをしたうち26件について災害復旧事業の集中により施工人員の確保や必要とする資機材の調達が困難であったため、工事施工に不測の日数を要し、年度内完了が困難になったもので、2つの事業を合わせた翌年度繰越額は4億8,836万3,195円となっております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第7号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。報告第7号について詳細説明を行います。

報告第7号、令和4年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和5年6月12日提出、由布市長。

今回の報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の報告です。

裏面の計算書を御覧ください。

4款資本的支出、1項建設改良費、事業名、配水管布設替・配水管改良等工事、予算計上額2億2,605万円、翌年度繰越額2億2,605万円でございます。主な事業内容としましては、道路改良工事の進捗に伴うため、年度内に工事完了が困難になった配水管の布設替工事や資材の不足によるポンプ等の資機材の調達に不測の日数を要した工事等の14事業になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、承認第2号及び承認第3号について、続けて説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。初めに、承認第2号について詳細説明をいたします。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和5年4月3日付で専決処分を行っております。

では、一般会計補正予算をお願いいたします。令和5年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億7,463万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年4月3日専決、由布市長。

1ページから、第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入歳出款項ごとに補正額を計上しております。

3ページお願いします。

3ページからは、補正予算事項別明細書となっております。

8ページをお願いします。

歳出でございますが、2款4項5目参議院議員選挙費の区分1、参議院議員選挙費は、令和5年4月23日に執行されました参議院大分県選出議員補欠選挙に係る選挙執行経費になります。

内容といたしましては、1節、報酬では投票立会人等に係る報酬として363万3,000円、3節職員手当等では職員の時間外手当等として975万7,000円など事務的経費を加え、総額2,051万4,000円を計上しています。財源は、国政選挙の執行に係る経費に対しましては国庫財源が充当されることから、特定財源として国県支出金を充当しております。

なお、令和5年第1回定例会議案第47号にて議決をいただきました一般会計補正予算（第10号）にて一般財源から支出をしていました293万7,000円は、令和5年度で充当されることから、繰入金を減額措置をしております。

以上でございます。

次に、承認第3号について詳細説明をいたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和5年4月17日付で専決処分を行っております。

では、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和5年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,557万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207億2,020万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和5年4月17日専決、由布市長。

1ページから、第1表の歳入歳出予算補正です。

歳入歳出、款項ごとに補正額を計上しております。

3ページからは補正予算事項別明細書となっております。

8ページをお願いします。

歳出でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、区分1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、令和4年度からの食料費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給する経済支援策です。

国から可能な限り5月中の支給を求められたことから、支給日を5月25日に設定し、支給対象者は児童扶養手当受給者等で児童1人当たり5万円の現金給付を行っております。また、この事業に係るシステム改修事業委託料など事務的経費を加え総額4,557万2,000円を計上しており、特定財源として全額国庫補助金を充当しております。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、承認第4号及び承認第5号について、続けて詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（安部 正徳君） 税務課長です。それでは、まず承認第4号について詳細説明をさせていただきます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。専決処分書です。

令和5年3月31日付で専決処分を行っております。

今回の市税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日付で交付されて4月1日から施行されることに伴う改正となっておりますので、主な改正点について御説明いたします。

まず、市民税関係として3点ございます。

1点目は、給与所得者の扶養親族等申告書について。記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載をすることができるよう簡素化できる規定を追加しております。

2点目は、令和6年度からの森林環境税の導入に伴うもので、納税通知書に記載すべき納付額

に森林環境税額を追加し、個人の市民税及び県民税に合わせて森林環境税を付加徴収する規定を設けております。

3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、現行令和6年度までの適用期限を令和9年度に3年延長しております。

次に、固定資産税関係として2点ございます。

1点目は、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日まで行った一定のマンションについて、家屋に係る固定資産税を翌年度に限り減額する措置を講じております。

2点目は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受ける際の申告等の規定を新たに追加しております。

次に、軽自動車税関係として2点ございます。

1点目は、道路交通法の改正に伴い、原動機付自転車に係る3輪以上のものの規格が改正されたことから、その規格から特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードを除外し、電動キックボードの種別割の税率を2,000円としております。

2点目は、軽自動車税の種別割の税率の特例について、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、新車に係る翌年度の種別割の税率を燃費性能に応じて軽減するグリーン化特例の適用期限を令和8年3月31日まで3年延長しております。

その他の改正につきましては、条項ずれや文言の修正等、軽微なものとなっております。

本条例の施行日は令和5年4月1日ですけれども、一部令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日から施行されるものもございます。

5ページからの附則のほうに、各規定の施行日と各税目に関する経過措置について記載しておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

以上で承認第4号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第5号の詳細説明をさせていただきます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。専決処分書です。

これにつきましても、令和5年3月31日付で専決処分を行っております。

今回の条例改正の内容についてですけれども、2ページの新旧対照表のほうを御覧ください。

本条例で、地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除を定めた第3条におい

て、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、本条例で地域経済牽引事業促進法と呼んでおりますけれども、この法律に定められている市町村都道府県が作成する地域経済牽引事業の基本計画に対する国の同意日及び地域経済牽引事業の促進区域内に設置された総務省令で定める対象施設に係る固定資産税の課税免除の適用期限を、それぞれ令和7年3月31日まで2年延長しております。

施行日は、令和5年4月1日からとなっております。

以上で承認第5号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、承認第6号について詳細説明を求めます。保険課長補佐。

○保険課長補佐（江戸 陽君） 保険課長補佐です。承認第6号につきまして詳細説明をいたします。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴いまして、令和5年3月31日付で専決処分を行いました。

次のページは、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

改正内容の説明につきましては、次のページの新旧対照表により御説明させていただきます。

新旧対照表、上段、第3条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げるものであります。

続きまして、第22条第1項につきましては、保険税の軽減による減額後の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額につきまして、第3条と同様に「20万円」から「22万円」に改正するものであります。

同項第2号につきましては、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を現行「28万5,000円」を「29万円」に、同項第3号については2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を現行「52万円」を「53万5,000円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日、運用につきましては令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

以上で承認第6号の詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩しますが、休憩に入る前に、市長から発言の申入れがあ

りました。許可をいたします。市長。

○市長（相馬 尊重君） すみません。先ほど、今回、提出した報告、承認、議案の一括説明の中で、議案第５８号、八山線八山橋の上部工の桁製作工事につきまして、仮契約日を９月２日と発言をしたところです。正確には６月２日でございます。お詫びして訂正をお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 市長より説明がありました。

それでは暫時休憩いたします。再開は１１時１０分といたします。よろしく申し上げます。

午前10時58分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、議案第４８号について詳細説明を求めます。福祉課長。

○福祉事務所長兼福祉課長（武田 恭子君） 福祉課長です。議案第４８号の詳細説明をいたします。

議案第４８号、由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について。

由布市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を別記のように定める。

令和５年６月１２日提出、由布市長。

これは、平成２３年に障害者基本法の改正で、障がい者の意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること、平成２６年１月に国が批准した障害者の権利に関する条約を批准した障害者の権利に関する条約において定義されているように、障がい者の意思疎通支援に関する施策の基本となる事項を定め、手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図るため、条例を制定するものでございます。

裏面を御覧ください。

こちらの条例の前文におきましては、この条例制定に当たっての社会的背景を述べさせていただいております。

第１条から第３条は、目的、用語等の定義、基本理念について定めさせていただきます。

第４条は、市の責務、第５条は、市民の役割、第６条は、事業者の役割等を記載しております。第７条につきましては、市の施策、利用の促進や利用しやすい環境づくり等を挙げさせていただいております。

裏面です。

第８条、委任につきまして掲載いたしております。

この条例は、公布の日から施行することになっております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第４９号及び議案第５０号について、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（後藤 昌代君） 子育て支援課長です。議案第４９号について詳細説明をいたします。

議案第４９号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和５年６月１２日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。

今回の改正は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令の施行に伴い、保育所及び特定地域型保育の保育内容について、厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたことによるものでございます。

次に、議案第５０号について詳細説明をいたします。

議案第５０号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和５年６月１２日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。

こちらの改正につきましても、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、議案第４９号と同様に保育内容について厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたことによるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第５１号について詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。議案第５１号についての詳細説明を申し上げます。

議案第５１号、由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について。

由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部を改正する条例を別記のように定

める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

次の裏面を御覧ください。

本条例の一部改正の内容としましては、第2条第1号中の中小企業者の定義を見直し、その内容を第3条の交付対象者の要件に当てはめ、対象者の拡充を行うことにより由布市中小企業の振興を図るものでございます。

次のページに新旧対照表を記載しておりますので御一読いただければと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第52号について詳細説明を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（米津 康広君） スポーツ振興課長です。議案第52号について詳細説明を行います。

議案第52号、由布市民運動場条例の一部改正について。

由布市民運動場条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

ページをお開きになり新旧対照表を御覧ください。

この改正につきましては、条例別表第1の由布市湯平菊畑グラウンドを廃止するため、改正により削除を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第53号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。議案第53号の詳細説明をいたします。

議案第53号、由布市火災予防条例の一部改正について。

由布市火災予防条例の一部改正をする条例を、別記のように定める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

裏面より改め文、新旧対照表を添付させていただいております。

内容につきましては、これまで急速充電設備の全出力200キロワットを超えるものは変電設備として規制されてきました。そのため設備内に担当者以外が出入りできないなどの障壁がありました。改正された省令では、出力の上限を撤廃し200キロワットを超える変電設備として規制されていた施設についても急速充電設備としています。さらに、これまでの急速充電設備は設備本体とケーブルが一体となっている一体型が一般的でしたが、急速充電設備にケーブルを介して接続される分離型の急速充電設備を設置する事例が見られるようになりました。火災予防上の必要な措置を見直しております。

施行日は、令和5年10月1日となっております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第54号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第54号について詳細説明をいたします。

議案第54号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度由布市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,194万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億9,215万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和5年6月12日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけて、歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

3ページをお願いします。

第2表地方債補正です。学校教育施設等整備事業の1件の変更をお願いしておりまして、地方債の補正後の限度額合計は13億6,870万3,000円となります。

4ページからは補正予算事項別明細書となります。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16款2項1目2節の総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億4,112万6,000円は、4月末に国から交付限度額の通知がありましたエネルギー価格高騰及び物価高騰に対応した交付金でございます。

この交付金の充当先につきましては、補正予算に計上しております6つの事業を想定しておりますが、今後、対象事業が確定した段階で、一般財源との組替えをする予定としております。

次に、17款2項4目2節の農業費補助金の新規就農者負担軽減対策事業費補助金250万円は、国の補助事業の要綱の改正に伴い、補助金の受入れを雑入から県補助金に組み替えるものです。

次に、18款1項1目1節財産貸付収入は、旧公民館等の貸付に伴う収入として計上しております。

20款1項1目2節基金繰入金3,066万5,000円の増額は、本補正の収支の均衡を保つため財政調整基金からの繰入れを増額しております。

その他特定財源として、歳出科目に当てられるものは歳出の項目で説明をさせていただきます。

11ページをお願いします。

歳出でございますけど、主な事業を中心に御説明をさせていただきます。

まず、歳出予算の給与管理費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の組替え、また第1回定例会で可決されました給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与費の減額分を措置しております。

また、会計年度任用職員の報酬についても、配置された人数や任用年数及び職種に基づき、各項目で補正措置をしております。

なお、巻末53ページから給与費明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、15ページをお願いします。

2款1項5目財産管理費の区分1、挟間庁舎等管理事業（挟間）は、庁舎4階大会議室の窓ガラスが経年劣化と思われるひびがあることから修繕費を計上させていただいております。

次に、2款1項6目、区分1の由布市に住みたい事業は、移住機運の高まりを背景に移住希望者が増加傾向にあることから、移住支援金や県外移住者一括補助金等を増額しており、特定財源として県補助金を充当しております。

17ページをお願いします。

2款1項9目地域振興費の区分2、地域活力づくり総合事業（挟間）は、由布川峡谷遊歩道のり面が雨水により侵食されていることから安全を確保するため請負工事費を計上させていただいております。

次に、区分6、コミュニティ施設整備促進事業（湯布院）は、道の駅ゆふいんにおいて来訪者の増加に伴う対応や地域物産品の販売所が手狭になっていることから、指定管理者から物産館の建替え依頼を受け、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し進めるため、申請支援資料作成業務を委託するものです。

次に、区分7、旧湯布院公民館跡地整備事業は、旧湯布院公民館跡地の整備に向けてパブリックコメント等を行い、広く市民からの意見を聞くため公民館跡地設計委託費を増額するもの及び周辺整備としてゆふいんラックホール利用者に対し駐車場等を整備するものです。

19ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、区分1、個人番号カード交付事業は、申請窓口においてマイナポータル設定に係る支援業務を6月末から10月末に延長するため計上しており、特定財源として全額国庫補助金を充当しております。

23ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費の区分 1、新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉）は、世帯全員の令和 5 年度の住民税均等割が非課税となった世帯並びに住民税課税後において、新たに住民税非課税世帯と同様の事情であると認められる家計急変世帯に、1 世帯当たり 3 万円を給付するものです。

また、この事業に係るシステム改修費及びコールセンター業務委託料など事務的経費を加え、総額 1 億 4,593 万 9,000 円を計上しており、財源は国庫補助金を充当予定としております。

2 2 節の償還金、利子及び割引料 5,101 万 1,000 円については、令和 3 年度及び令和 4 年度に実施しました住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対する給付金や事務経費について、実績に基づく国庫補助金の返納分でございます。

次に、3 款 1 項 2 目高齢者福祉費の区分 1、高齢者福祉費は公益財団法人地域社会振興財団が行っています。人生 100 年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金を活用し、湯布院出身の東勝吉さんの作品を通じて、高齢者の生きがいきづくりや社会参加の促進等を目的に行う団体に助成するものです。財源は地域社会振興財団からの交付金を諸収入で受け入れ、充当しております。

27 ページをお願いします。

3 款 2 項 2 目子育て支援費の区分 1、地域子育て支援づくり事業の地域子育て支援センター事業は、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細やかな支援を実施するため、由布川交流センターで開催しています出張広場を週 1 回に拡充するものです。特定財源として国庫補助金を 3 分の 1、県補助金を 3 分の 1 充当しております。

29 ページをお願いします。

3 款 3 項 1 目生活保護総務費の区分 2、生活困窮者就労準備支援事業の生活保護システム改修業務は、基準額等の見直しや調査に関する調査事項の追加に対応するため委託料の増額をするものです。特定財源として国庫補助金を充当しております。

31 ページをお願いします。

4 款 1 項 4 目予防費の区分 1、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和 5 年度より個別接種促進のための支援事業は県から市町村に移行となったことから、個別接種を実施する診療所が継続的に接種回数を拡充または集中的な接種を実施した場合、市町村から診療所に支払われる通常の接種費用に加え手当を支給するもので、特定財源として全額国庫補助金を充当しております。

33 ページをお願いします。

4 款 1 項 5 目環境衛生総務費の区分 2、農業集落排水事業の繰出金は、農業集落排水施設において予期せぬ故障等が発生したため修繕費を賄うことから増額するものです。

35 ページをお願いします。

4 款 3 項 1 目上水道施設費の区分 1、上水道施設費の繰出金は、公営企業において令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が水道事業においてもエネルギー価格の高騰対策として活用することができることから、繰出金を増額するものです。

3 7 ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費の区分 1、園芸産地整備事業は、全国的な資材機械価格の高騰により導入予定の機械においても価格改正が行われ、事業費の増額が発生したため増額を図るものです。特定財源として県補助金を充当しております。

次に、区分 5、新型コロナウイルス緊急対策事業（農業振興）の農業活性化・スタートアップ圃場設置事業は、即時就農者の負担軽減のため今年度からスタートアップ圃場を活用する新規就農者に対して資機材等を準備するものです。及び、飼料価格高騰緊急対策事業は、物価高騰の影響を特に受けやすい畜産農家に対し飼料等の購入に係る経費を一部支援するものです。財源は国庫補助金を充当予定としております。

4 1 ページをお願いします。

7 款 1 項 2 目商工振興費の区分 1、新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）は、物価高騰などの影響を受けている市民生活の支援と地域経済の活性化を目的として市内外を問わず 18 歳以上の方を対象とした地域消費喚起プレミアム商品券を、前回と同規模となる 3 万セットを発行することに係る補助金です。内容として、紙と電子の 2 種類の商品券を発行するもので、紙による商品券 1 万 5,000 セット、電子による商品券 1 万 5,000 セット、計 3 万セットをプレミアム率は 30%とし、由布市商工会への補助金交付を予定しております。特定財源として県補助金をプレミアム率 20%相当額及び事務費の 2 分の 1 を充当予定としております。

4 5 ページをお願いします。

10 款 2 項 4 目学校建設費の区分 1、小学校施設整備事業は、由布市立挾間小学校の増築工事を行うに当たり、施設に設置していますプールを解体するため設計額が確定しましたので、解体工事を計上するものです。財源として市債を充当しております。

4 7 ページをお願いします。

10 款 5 項 1 目学校給食費の区分 1、新型コロナウイルス緊急対策事業（学校給食）は、学校給食に利用する原材料の仕入れ価格が高騰している中、学校給食費の保護者負担の増加を抑止するとともに提供する食材の支出維持に向け、学校給食センター運営委員会に対し使用原材料の平均価格上昇相当分の購入費を助成する学校給食用物資高騰対策事業補助金です。財源は国庫補助金を充当予定としております。

4 9 ページをお願いします。

10 款 6 項 4 目文化財保護費の区分 1、文化振興事業は B & G 財団が助成していますふるさと

ゆかりの偉人マンガ作成の事業を活用し、郷土ゆかりの偉人を親しみやすいマンガを通じ子どもたちに伝えることでふるさとへの興味関心の向上、将来の生き方を考えるきっかけをつなげることを目指し作成するものです。財源はB & G財団からの交付金を諸収入で受け入れ、充当しております。

51ページをお願いします。

10款7項2目体育施設費の区分1、スポーツセンター施設管理事業は、令和6年度佐賀国体のビームライフル会場になっています湯布院スポーツセンターの浴場用施設ボイラーからの漏水が発覚し、年数も経過しているため取替えが必要となったことから計上するものです。

それと、すみません、歳入のほうでちょっと私のほうが言い間違いましたので訂正をお願いをいたします。ページとしましては8ページになります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は2億4,438万2,000円と発言をいたしました。正しくは2億4,112万6,000円となります。訂正のほどよろしくをお願いをいたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第55号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（田代 由理君） 環境課長です。議案第55号について詳細説明をいたします。

議案第55号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度由布市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,948万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。

令和5年6月12日提出、由布市長。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は歳出の増額に伴う一般会計繰入金256万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、区分1、一般管理費の需用費につきましては、インボイス制度対応納付書の作成としまして印刷製本費89万7,000円の増額です。

1 款 1 項 1 目一般管理費、区分 2、給与管理費の一般職の給料につきましては、職員給与分の 3 万 4,000 円の減額です。

1 款 1 項 2 目維持管理事業費、区分 1、施設維持管理事業の需用費につきましては、来鉢地区農業集落排水施設の原水ポンプの修繕費と来鉢地区農業集落排水施設の電磁流量計の修繕費を合わせて 170 万 2,000 円を増額するものでございます。

以上で議案第 55 号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第 56 号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。議案第 56 号について詳細説明をします。

議案第 56 号、令和 5 年度由布市水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、令和 5 年度由布市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、令和 5 年度由布市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正予定額と計のみを読み上げさせていただきます。

収入、第 1 款、水道事業収益、補正予算 863 万円、計 8 億 8,624 万円。

支出、第 2 款、水道事業費用、補正予算額、減額の 70 万 3,000 円、計 8 億 5,027 万 6,000 円。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額 3 億 3,936 万 8,000 円を、不足する額 3 億 3,952 万円に、過年度分損益勘定留保資金 3 億 3,936 万 8,000 円を過年度分損益勘定留保資金 3 億 3,952 万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2 ページ目をお願いいたします。

収入、第 3 款、資本的収入、補正予算 3,214 万 5,000 円、計 5 億 5,834 万 7,000 円。

支出、第 4 款、資本的支出、補正予算 3,229 万 7,000 円、計 8 億 9,786 万 7,000 円。

第 4 条、予算第 6 条中、起債の目的、建設改良事業、限度額 4 億 4,570 万円を 4 億 7,760 万円に改める。

令和 5 年 6 月 12 日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明申し上げます。5 ページ目をお開きいただきたいと思います。

主な事項について説明させていただきます。

まず、収益的収入でございます。

1 款 2 項 2 目 1 節一般会計補助金につきましては、人事異動に伴う児童手当補助金の減額と新

型コロナ臨時交付金につきましては、コロナ禍においてエネルギー食料品等の物価高騰の影響を受けた事業者に対し、負担軽減をするための施策が国に設置されておりますが、令和5年3月に地方公共団体が設置している公営企業も対象に組み込まれたことから、令和3年度から令和4年度に電気使用料が高騰し、約1,000万円増加した電気料への補填支援として900万円の交付金を申し込んだところでございます。

下段の収益的支出です。

2款1項2目7節旅費につきましては、人事異動に伴う通勤手当の増でございます。

4目2節給料、3節手当につきましては、人事異動に伴う諸手当の変更による減額補正でございます。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入でございます。

3款1項1目1節建設企業債につきましては、県道改良工事に伴う配水本管布設工事追加に伴う水道事業債の増額でございます。

3款5項1目2節上水道事業市補助金につきましては、人事異動に伴う児童手当補助金の増額によるものでございます。

次に、下段の資本的支出でございます。

4款1項1目2節給料及び3節の手当の増額は、人事異動に伴う補正でございます。

15節委託料の増額補正につきましては、県道別府挾間線改良工事に伴う配水本管布設工事実施設計業務委託に関わる委託料を増額するものであります。道路管理者との協議により、今回の補正計上に至りました。

30節請負工事費の増額補正につきましては、県道別府挾間線改良工事に伴う配水本管の布設工事費の追加と、挾間浄水場及び取水場保護継電器更新工事の追加によるものです。保護継電器の更新につきましては、3月実施の定期点検において異常が発見されたため今回の補正計上をさせていただきます。

次に、7ページ目をお願いいたします。給与費明細書でございます。

すみません、8ページ目をお願いいたします。地方債の調書でございます。それぞれ内訳を記載しておりますので御一読をお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく。

すみません。大変失礼いたしました。8ページ目に給与明細書で、7ページ目に地方債の調書でございます。大変失礼いたしました。

○議長（長谷川建築君） 次に、議案第57号及び議案第58号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第57号につきまして詳細説明をいたします。

議案第57号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

取得する財産は、高規格救急車1台でございます。これは、由布市消防署庄内出張所に配備されてます高規格救急車の更新に伴うものです。取得方法は、要件設定型一般競争入札による購入契約を行い、取得金額は消費税を含む3,271万4,000円でございます。取得の相手方は大分市長浜町2丁目2番32号、株式会社消防防災大分本店です。

議案の裏面以降に、仮契約書、仕様書及び入札結果一覧表を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第58号につきまして詳細説明をいたします。

議案第58号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出、由布市長。

入札の方法は、要件設定型一般競争入札で行っています。

契約の目的につきましては、八山線八山橋上部工桁製作工事となります。こちらは特定防衛施設周辺整備事業として八山橋架け替え工事を行っており、昨年度、下部工工事が完了したことから、今年度は上部工桁製作工事となります。契約の金額は消費税を含む1億4,362万2,028円でございます。契約の相手方は佐賀県佐賀市鍋島3丁目3の20、株式会社名村造船所佐賀営業所となっております。

議案の裏面以降、仮契約書及び入札結果の一覧表を添付しておりますので御参照いただきますようお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 以上で各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（長谷川建策君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6月15日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは6月13日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは16日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。大変御苦勞でございました。ありがとうございました。

午前11時53分散会
